



毒物劇物は正しく安全に使用、保管、管理しましょう

毒物又は劇物は毒性が非常に強い物質で、少量でも身体を著しく害し、引火性・爆発性の高いものが多く、事故が発生した場合は大きな被害が発生するおそれがある等、取扱を誤ると非常に危険です！

そこで、毒物又は劇物を業務上（仕事の上で）取り扱う（使用する）場合には、「毒物及び劇物取締法」（以下「法」という。）での「業務上取扱者」として規定され、毒物又は劇物を取り扱う（使用する）だけでも、さまざまな決まりを守らなければいけません。

1 毒物又は劇物の取扱（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条）

- 盗難、紛失しないよう厳重に保管する。（タンク等屋外で保管する設備は、人が入り込まないように周囲に堅固な柵等を設ける。）
- 店舗、事務所、営業所の外への飛散漏れ等防止の措置を講じる。（タンク等屋外で保管する設備は、防液堤等を設ける。）
- 毒物劇物を保管等する場所は毒物劇物専用の保管設備とし鍵付きの丈夫なものにする。
- 毒物劇物を、清涼飲料水の瓶等飲食物の容器には小分けしない。（誤飲防止）

《震災対策》

地震等災害が起こった際の事故の未然防止、被害を最小限にするため、所有している毒物又は劇物に対して、安全対策をしましょう。

- 保管庫、保管棚が転倒しないよう壁や床に固定する。
- 保管している毒物又は劇物が落下しないよう設備の下部にバリケードを設置したり、転倒落下しても被害が広がらないよう受皿等を置き、しみ・漏れ、飛散防止をする等。

2 毒物又は劇物の表示（法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条）

- 容器・被包に以下のように表示しなければなりません。また、別の容器に移しかえたときも、この表示をしなければいけません。

毒物は、赤地に白色の字で「医薬用外毒物」

医薬用外毒物

劇物は、白地に赤色の字で「医薬用外劇物」

医薬用外劇物

- 毒物又は劇物の保管場所にも上記の表示をしなければいけません。

3 毒物又は劇物の購入（譲受）（法第 14 条、15 条等）

毒物又は劇物の中には、正当な理由なく所持することができないものもあります。

購入（譲受）時、購入（譲受）者は、販売（譲渡）先に以下の事項を記載し、押印すること等が義務付けられています。毒物劇物販売業等の登録のあるお店から、必要最小量を購入（譲受）しましょう。

毒物又は劇物の名称と数量 購入年月日 住所氏名職業（その他使用用途等）

（購入（譲受）する毒物又は劇物の種類によっては）運転免許証や健康保険証等の提示が必要

18歳未満の者や心身の障害がある者、麻薬等の中毒者は、毒物又は劇物を購入（譲受）することができません。





4 毒物又は劇物の廃棄 (法第 15 条の 2)

人的被害、環境汚染等を防ぐため、毒物劇物は中和、加水分解、酸化、還元等その他の方法により毒物劇物に該当しないものにする等その他さまざまな技術上の基準で処理を行わなければ、廃棄ができません。

また、店舗・事業所・自身で処理が出来ない場合は、知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者へ委託し廃棄しましょう。

産業廃棄物処理業者に関する相談・検索先

下関市環境部廃棄物対策課 (古屋町一丁目 18 番 1 号) [TEL:083-252-0978](tel:083-252-0978)

山口県産業廃棄物処理業者検索システム (インターネット) <http://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/>

※授与の禁止※ 不要になった毒物又は劇物を、例え無償であっても他人へ譲渡する (譲る) ことは法律違反になりますので注意しましょう。

5 事故等の際の措置 (法第 16 条の 2)

毒物又は劇物による事故等が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡をしなければいけません。その「事故」の中には、「盗難・紛失」も含まれます。管理帳簿等を備え、受入量・使用量・在庫量を記録し、日頃から自身の毒物又は劇物の取扱量を把握しましょう。

- 毒物又は劇物の流出、漏洩の場合は、**保健所・警察署・消防機関**に届け出る。
- 毒物又は劇物の盗難の場合は、直ちに**警察署**に届け出る。

※人的又は環境被害があった、危害が起こる可能性がある等の際は、直ちに**消防機関、警察**に届け出ること。

自己点検をしましょう！

山口県では毎年、11月11日を「毒物劇物危害防止対策総点検の日」と定め、県内の毒物劇物業務上取扱者が一斉に毒物劇物危害防止対策総点検を実施する危害防止運動を行っています。

毒物又は劇物の正しい知識を持ち、安全で適正な管理のため、この1～5のことについて、自己点検票等を使用して定期的に点検しましょう。

毒物又は劇物による人的・環境被害のほとんどが、新人ではなくベテラン従業員の気のゆるみが原因で発生しています！！

「いつも使用しているから大丈夫」「いつもこの管理方法で事故は起こらなかったから」…

その先には重大な事故、人的・環境被害が潜んでいます！！！！

本チラシ及び毒物劇物取締法に関する問い合わせ・相談先

下関市立下関保健所 保健医療課 医事薬事係 TEL:083-231-1711 FAX:083-231-1326

